

## 藍住町ホームページリンク基準

藍住町公式ホームページ（以下「町HP」という。）と他のホームページとのリンクに関する基準、手続き等必要な事項を次のとおり定める。

### 1 町HPから他のホームページへのリンク基準

#### (1) リンクの対象範囲

町HPからのリンク対象は、次のいずれかに該当する団体等が開設し、本町に関連する内容と認められるホームページとする。

- ア 官公庁・教育機関及びそれに付随する機関
- イ 公益的な活動を行う非営利目的の法人・団体
- ウ 観光・交通関係の施設・団体

#### (2) リンクの条件

リンク先ホームページの内容は、次のすべての条件を満たすものとする。

- ア 公序良俗、社会正義等に反していないこと
- イ 他者の排除、誹謗中傷及びプライバシーの侵害等、本町及び第三者に不利益を与えるものでないこと
- ウ 著作権その他の権利を侵害しないこと
- エ 政治・宗教活動に関しないこと
- オ 誇大・虚偽の恐れがなく、リンク先ホームページの管理者が内容に責任を負えること
- カ 閲覧者に対し、誤解・迷惑を与えるものでないこと
- キ アダルトコンテンツ（性、暴力的描写等）を含まないもの
- ク 表示、販売方法等が法令等に抵触しないこと
- ケ 不正アクセス、システム停止等の誤作動を引き起こす内容に含まないもの
- コ その他、町HPにリンクする内容として適当であると認められるもの

#### (3) リンクの手続き

##### ア 本町からリンクを依頼する場合

(ア) 各課は、町HP上でリンク設定を行おうとする場合、相手方ホームページがこの基準を満たしていることを確認後に、相手方ホームページ管理者へリンクの依頼を行う。

(イ) 各課は、相手方からリンクの了承を得た場合、その旨を書面にて保存するとともに、町HPへのリンクを決定する。なお、相手方ホームページにリンクフリーの表示がある場合は、当該画面表示を印刷し、保存することです了承に代える。

(ウ) 各課は、藍住町ホームページ連絡票に相手方からの了承を証する書面の写しを添えて、企画政策課へ提出する。

(エ) 企画政策課は、ホームページ連絡票等の内容を確認のうえ、町HP内のリンク専用ページにリンクの設定を行う。

##### イ 相手方からリンクの依頼を受けた場合

(ア) 各課は、町HP上で他のホームページへのリンク依頼を受けた場合、相手方ホームページがこの基準を満たしていることを確認するとともに、このリンク基準を相手方ホームページ管理者にも通知し、対象及び条件に適合しているこ

との確認を求めることとする。

(イ) 各課は、相手方から確認が得られた場合、その旨を書面にて保存するとともに、リンクの可否を決定し、理由を添えて相手方に回答する。

(ウ) 各課は、藍住町ホームページ連絡票に相手方からの確認を証する書面の写しを添えて、企画政策課へ提出する。

(エ) 企画政策課は、ホームページ連絡票等の内容を確認のうえ、町HP内のリンク専用ページにリンクの設定を行う。

#### (4) リンクの解除

ア リンク先のホームページが次に該当する場合は、リンクを解除するものとする。

(ア) リンク先ホームページの内容等がこの基準を満たさなくなったとき

(イ) リンク先ホームページの実態が存在しなくなる等、接続が不能となったとき

(ウ) リンク先ホームページの管理者から、リンク解除の申し出があったとき

(エ) その他、町HP運営上、リンクが不適切と判断される事実を知ったとき

イ リンクを申請した各課は、(4)アの事実を知った場合、リンク解除を決定しその旨記載したホームページ連絡票を、速やかに企画政策課へ提出する。

ウ 企画政策課は、ホームページ連絡票の内容を確認のうえ、速やかに町HPからのリンク設定を解除する。

エ 上記の規定にかかわらず、企画政策課が自ら(4)アの事実を知った場合はリンク解除を決定できるものとし、リンクを設定した各課へ通知するとともに、リンク解除措置を取るものとする。

オ リンクを設定した各課は、連絡が取れない場合を除き、相手方ホームページ管理者へリンク解除について連絡するものとする。

### 2 他のホームページから町HPへのリンク基準

(1)他のホームページから町HPへのリンクは、原則として自由とする。ただし、本町が不利益を被る等、リンクが不適切と認められる場合は、町HPへのリンクを拒否するものとする。

(2)企画政策課は、リンクが不適切と認められる事実を知った場合は、リンク拒否の意志決定を行うとともに、相手方ホームページの管理者等に対してその旨の通知を行い、リンク解除を求めるものとする。

### 3 その他

この基準に定めのない事項については、企画政策課で判断の上、決定するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成19年 2月 7日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成19年 4月27日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。